● フロン類の充塡に関する基準の概要

　１．充塡前の確認

　　・点検整備簿、目視により、漏えいの有無の確認

　　・漏えいがあった場合は、修理の有無の確認

　　・確認方法と結果を管理者・整備者に説明

　２．機器へのフロン類の充塡は、漏えい箇所の修理後

　　【例外】夏季の従業員の健康維持のためや、商品の保存管理のために営業時間後に点

　　　　　　検修理を行う時などの場合、1回に限り、修理前にフロン類を充塡することが

　　　　　　できる。ただし、60日以内に修理すること。（該当ケースは運用の手引き参照）

　３．フロン類の種類の確認

　　・充塡するフロン類は、機器表示のフロン類と同じもの

　　・異なるフロン類を充塡する場合は、ア～ウが必要

　　　ア．現在のフロン類より地球温暖化係数が小さいこと

　　　イ．製品の製造業者等に安全性を確認すること

　　　ウ．管理者の承諾を得ること

　４．フロン類を放出しないように充塡すること

　　・十分な知見を有する者が、充塡を自ら行うか、充塡に立ち会うこと。

　　※充塡に関して十分な知見を有する者については、環境省ホームページを確認してく

　　　ださい。<http://www.env.go.jp/earth/0210chiken.pdf>

　● フロン類の回収に関する基準の概要

　１．回収作業を行い一定時間経過した後の機器の冷媒回収口の絶対圧力が、基準値以下

　　になるよう吸引

　２．回収作業に関して十分な知見を有する者が作業を行うか立ち会うこと

　　※回収に関して十分な知見を有する者については、第一種特定製品の冷媒回路の構造

　　や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が十分な知見を有する

　　者と考えられる。なお、業務用冷凍空調機器の回収に関係する資格には、主に以下の

　　ようなものがある。（環境省、経済産業省発行の運用の手引きより）

ア．冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者

イ．高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)

ウ．冷凍空気調和機器施工技能士

エ．高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

オ．フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者

カ．冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）

キ．技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

ク．自動車電気装置整備士（ただし、平成２０年３月以降の国土交通省検定登録試験によ

　　り当該資格を取得した者、又は平成２０年３月以前に当該資格を取得し、各県電装品

　　整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）



　[施行規則第１４条　フロン類の充塡に関する基準]

法第三十七条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充塡を行う前に、当該第一種特定製品について、当該第

　一種特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録簿を確認すること、外観を目視により検

　査することその他の簡易な方法により、次に掲げる事項を確認（次号及び第三号において「充塡前

　の確認」という。）すること。

　イ　第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の漏えい（以下この条において単に「漏

　　えい」という。）の有無並びに漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該

　　漏えいを防止するために必要な措置（以下この条において「修理」という。）の実施の有無

　ロ　漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下この条において「故障等」

　　という。）の有無並びに故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理の実施

　　の有無

二　前号の充塡前の確認を行った場合において、当該充塡前の確認の方法及びその結果並びに次に掲

　げる事項について第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に通知すること。

　イ　漏えいを確認し、かつ、当該漏えいに係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該漏

　　えい箇所を特定するための点検及び修理の実施の必要性

　ロ　漏えいを確認し、当該漏えいに係る点検による漏えい箇所の特定及び修理の実施を確認できな

　　い場合にあっては、修理の実施の必要性

　ハ　故障等を確認し、かつ、当該故障等に係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該故

　　障等の原因を特定するための点検及び点検の結果において当該故障等により漏えいが現に生じて

　　いることが確認された場合における修理の実施の必要性

三　第一号の充塡前の確認を行った場合において、漏えい又は故障等を確認したときは、次に掲げる

　事項を確認するまで第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充塡を行ってはならない。ただし、漏

　えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、こ

　の限りでない。

　イ　漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏え

　　いが現に生じていないこと。

　ロ　故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検を行ったこと及び次に掲げるいずれ

　　かの事項

　　(1)当該故障等により漏えいが現に生じていないこと。

　　(2)当該故障等による漏えいを確認したときは、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施に

　　　より漏えいが現に生じていないこと。

四　人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調

　整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充塡を行うこ

　とが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から六十日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが

　確実なときは、前号の規定にかかわらず、同号イ及びロに規定する事項の確認前に、一回に限り充

　塡を行うことができる。

五　充塡しようとするフロン類の種類が法第八十七条第三号に基づき第一種特定製品に表示されたフ

　ロン類の種類に適合していることを確認すること又は充塡しようとするフロン類の地球温暖化係数

　（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示

　す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以

　下この号及び第九十四条において同じ。）が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化

　係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該

　第一種特定製品の製造業者等に確認すること。

六　現に第一種特定製品に充塡されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充

　塡しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。

七　フロン類の充塡に際して、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を講ずること。

八　必要以上に充塡を行うことその他の不適切な充塡により、第一種特定製品の使用に際して、フロ

　ン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずること。

九　フロン類の性状及びフロン類の充塡方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充塡を

　自ら行い又はフロン類の充塡に立ち会うこと。

　[施行規則第４０条　フロン類の回収に関する基準]

法第四十四条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　第一種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下この号において同じ。）の値が、

　一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる

　圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第三十九条第一項に規定する第一種特定製品の整備

　に際して当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の回収を行う場合であって、冷

　凍サイクル（第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充塡されている

　ものをいう。）に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあっては、この限りで

　ない。

二　フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自

　ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

別表第一（第四十条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| フロン類の圧力区分 | 圧力 |
| 低圧ガス（常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル未満のもの） | 　〇．〇三メガパスカル |
| 高圧ガス（常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル以上二メガパスカル未満であって、フロン類の充塡量が二キログラム未満のもの） | 　〇．一メガパスカル |
| 高圧ガス（常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル以上二メガパスカル未満であって、フロン類の充塡量が二キログラム以上のもの） | 　〇．〇九メガパスカル |
| 高圧ガス（常用の温度での圧力が二メガパスカル以上のもの） | 　〇．一メガパスカル |